

越 監 公 表 第 2 号

地方自治法第199条第14項の規定により、市長から令和6年（2024年）  
1月5日付け越監第174-1号の定期監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和6年2月28日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 畑 谷 茂

越谷市監査委員 清 田 巳喜男

監査の結果に係る措置について

子ども家庭部

<p>【指摘事項】</p>
<p>&lt;収入事務&gt;</p> <p>(1) 収納事務において、歳入の会計年度所属区分に誤りのあるものがあつた。</p> <p>歳入の会計年度所属区分については、地方自治法施行令により、随時の収入で、納入通知書を発するものは、当該通知書を発した日の属する年度とし、発しないものは、これを領収した日の属する年度とすることが規定されている。</p> <p>随時の収入の歳入状況を確認したところ、以下の点が認められた。</p> <p>① 納入通知書を発するもので、当該通知書を発した日と異なる年度の歳入としていたもの。 (蒲生保育所・桜井保育所・深田保育所・七左保育所)</p> <p>② 納入通知書を発しないもので、領収した日と異なる年度の歳入としていたもの。 (児童館コスモス)</p>
<p>【措置等の内容】</p> <p>① 本件については、いずれも令和5年3月分の随時の収入において、令和5年4月に納入通知書を発していることから、令和5年度の歳入とすべきところ、事務処理上の確認が不十分だったことにより、令和4年度の歳入としたものです。</p> <p>今後は、関係例規を再確認するよう周知徹底を図り、歳入の所属年度の区分について、法令に基づき適正な処理を行っていきます。</p> <p>② 本件については、プラネタリウム使用料の歳入を令和4年度3月分で処理すべきところ、事務処理上の確認が不十分だったことにより、領収した日と異なる年度の歳入により、処理していたものです。</p> <p>今後は、地方自治法施行令に基づき適正な事務処理を行うとともに、課内のチェック体制を十分に機能させていきます。</p>

## 監査の結果に係る措置について

子ども家庭部

<b>【指摘事項】</b>
<b>&lt;支出事務&gt;</b> <b>(1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。</b> 職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することなどが規定されている。 職員への旅費の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。 ① 庶務事務システムへの入力誤りがあったため過支給となっていたもの。(保育施設課) ② 庶務事務システムへの入力誤りがあったため支給金額に不足が生じていたもの。(保育施設課)
<b>【措置等の内容】</b> 本件については、いずれも旅費の申請・承認手続きに際しての確認が不十分であったことにより支給額に過支給及び不足が生じたものです。過支給及び不足分については、速やかに修正処理を行い、過支給については令和5年11月、支給不足については令和5年12月に精算を完了しました。 今後は、旅費に関する事務処理手順等について周知徹底を図り、承認時における管理職員の十分な確認を徹底することにより、再発防止に取り組めます。

## 監査の結果に係る措置について

子ども家庭部

### 【指摘事項】

#### <支出事務>

(2) 会計年度任用職員報酬の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあつた。

会計年度任用職員への報酬の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ① 超過勤務時間数を誤って集計したため過支給となつていたもの。  
(児童館コスモス)
- ② 超過勤務時間数を誤って集計したため支給金額に不足が生じていたもの。  
(児童館コスモス)

### 【措置等の内容】

本件については、いずれも会計年度任用職員報酬の5月分超過勤務時間数を誤って集計したことにより、過支給及び支給不足が生じたものです。

過支給分及び支給不足分についてはそれぞれ修正手続きを行い、令和5年11月に精算を完了しました。

今後は、適正な事務処理を行うとともに、課内のチェック体制を十分に機能させていきます。